

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 市長公室

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|--|
| 37 | <p>広報もりおか等配布業務委託【結果01】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の積算根拠について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>1 回目の見積り合わせの際に計算要素とした配布予定部数が、2 回目の見積り合わせの時と異なっていた。決定した予算価格の設定根拠には、結果的に配布部数は影響していないが、入札の状況や市の選択次第では予定価格が不適正なものとなっていた可能性がある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>予定価格の設定根拠における計算要素については、正確な数値を用いるよう注意する必要がある。</p> | <p>見積り合わせにおける予定価格の設定根拠については、令和元年度の契約に係る見積り合わせから、予算要求時の予定部数ではなく、配布対象地域を確定させた上での最新の予定部数を使用しております。</p> <p>今後も、予定価格の設定の根拠となる計算要素について、適正な取扱いに努めてまいります。</p> <p>(広聴広報課)</p> | <p>○措置済</p> <p>令和元年度の契約に係る見積り合わせから、配布対象地域を確定させたうえでの最新の配布予定部数を予定価格の設定根拠としています。</p> <p>今後も、配布対象地域の取りまとめ時期を早めるなど、予定価格の設定の根拠となる計算要素について、適正な取扱いに努めます。</p> <p>(広聴広報課)</p> |

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 建設部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|--|---|
| 106 | <p>平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3【結果12】</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の積算方法について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>予定価格が過少に算定されており，現実と乖離したものとなっている。予定価格の積算が現実と乖離した場合，事業者に過度な負担を求めることや，業務の安定的な実施に影響を与えるおそれがある。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>予定価格の積算にあたっては，仕様書上の要請や業務実態を踏まえて適切に実施する必要がある。</p> | <p>仕様書上の要請や業務実態を踏まえた予定価格の積算については，令和元年度の契約にかかる見積り合わせから，適切に実施しているものです。今後も，適切に取り扱いに努めてまいります。</p> <p>なお，監査人ご指摘の「平成30年度契約時の見積り合わせにおいても，61者を指名した結果，落札した1社のみが応札している」については，指名ではなく幅広い業者の参加資格を認めたものであり，結果として応札は1社のみとなったものであります。</p> <p>(交通政策課)</p> | <p>○措置済</p> <p>予定価格の積算方法については，令和元年度の契約に係る見積り合わせから，仕様書上の要請や業務実態を踏まえ，設計内容等検討会を2回開催し複数人でチェックするなど適切に実施しております。</p> <p>(交通政策課)</p> |

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|--|---|
| 48 | <p>被災者支援総合交付金事業業務委託【意見05】</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>仕様書に定めた業務単位での業務報告の明瞭化について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>同一事業者が受託した三つの事業について、いずれの事業も、もりおか復興支援センターを拠点として実施されていることから、実質的に一つの事業と認識されているため、業務実績報告書が当該センターの事業実績を一つにまとめたものとなっており、三つの事業ごとに区分された内容になっていない。そのため、委託先事業者が各事業ごとに締結した契約の仕様書に定められた業務を、適切に実施しているか明瞭に確認できない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>月間業務報告は、委託契約ごとにその実績を示す形態に早急に変更するとともに、年度終了後においては、年間の業務実績を集計した報告を改めて求める等、委託業務の実績を明瞭に示す形態の業務報告とすることが望ましい。</p> | <p>月間業務報告は、委託契約ごとに仕様書に定める業務委託内容の実施状況が明らかとなるよう、見直しを行ってまいります。</p> <p>(危機管理防災課)</p> | <p>○措置済</p> <p>令和元年12月実績報告分から、委託契約ごとに、月間業務報告書を提出することとし、各業務委託の仕様書に定める業務の実績が明瞭となるよう形態の見直しを行いました。併せて年度末には年間の業務実績を集計した報告を受けております。</p> <p>(危機管理防災課)</p> |

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。